

新潟県地域農政推進費
補助金等交付要綱

令和8年3月

新潟県農林水産部地域農政推進課

目 次

I	新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱	1
	・別 表	
	(地域農業計画係)	
	B-1 機構集積協力金交付事業-----	13
	B-2 農地中間管理機構事業-----	13
	B-3 機構特例農地売買支援事業-----	13
	B-4 遊休農地解消対策事業-----	13
	B-5 集落営農活性化支援事業-----	14
	B-6 新潟県担い手育成総合支援協議会運営支援事業-----	14
	B-7 所有者不明農地対策事業-----	14
	B-8 農地集約プラス多用途利用米団地化定着支援事業----	14
	(中山間地域活性化推進係)	
	D-1 中山間地域等直接支払交付金-----	15
	D-2 日本型直接支払推進交付金(中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業)---	15
	D-3 農村集落の新たなチャレンジ支援事業-----	16
	D-4 農山漁村振興対策事業のうち中山間地域所得確保推進事業---	16
	D-5 農村の持続可能な体制づくりサポート事業-----	16
II	別記第1号様式(補助金等交付申請書)-----	17
III	別記第1号様式の2(変更交付申請書)-----	50
IV	別記第2号様式(事業計画変更承認申請書)-----	53
V	別記第3号様式(事業中止(廃止)承認申請書)-----	56
VI	別記第4号様式(状況報告書)-----	59
VII	別記第5号様式(実績報告書)-----	62
VIII	別記第6号様式(消費税等仕入控除税額報告書)-----	65
IX	別記第7号様式(概算払請求書)-----	69

I 新潟県地域農政推進費 補助金等交付要綱

I 新潟県地域農政推進費 補助金等交付要綱

新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱

(趣 旨)

第1 知事は、農林水産業の振興を図るため、市町村若しくは知事が適当と認める団体等が行う農林水産業の振興に関する事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金等を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2 この補助金等は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第3 この補助金等は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金等の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金等により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金等により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) この補助金等により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (9) この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならないこと。
- (10) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (11) 別記に掲げる事業について、補助事業者は、地方公共団体以外の事業実施主体に補助金等を交付するときは、各事業実施主体に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - ア 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
 - イ 事業実施主体は、アにより契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(交付申請書)

第4 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合は、別記第1号様式の2によるものとするが、第5の規定により事業計画変更承認申請書を提出する場合は、これに代えることができるものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金等に係る消費税等仕

入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

（変更の承認申請）

第 5 第 3 の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 2 号様式による事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第 6 第 3 の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、別表に定めるとおりとする。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第 7 第 3 の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第 3 号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の 15 日前までに知事に提出しなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第 8 第 3 の(4)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第 9 規則第 7 条の規定による期日は、補助金等の交付決定通知を受理した日から起算して 10 日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

（状況報告）

第 10 規則第 10 条の規定による報告は、補助金等の交付の決定に係る年度の別表に定める日現在において、別記第 4 号様式により状況報告書を作成し、翌月 10 日までに知事に提出して行うものとする。ただし、第 13 の規定により概算払の請求をする場合は、概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。また、別表の B-3 に掲げる事業にあっては、第 4 に規定する交付申請書をもって代えることができるものとする。

（実績報告書）

第 11 規則第 12 条の規定による実績報告書は、別記第 5 号様式のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出時期は、事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

3 第 4 第 2 項ただし書により交付の申請をした場合は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときには、これを補助金等から減額して報告しなければならない。

4 第 4 第 2 項ただし書により交付の申請を行い、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 6 号様式による消費税等仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の納入通知書を受けてこれを納付しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっ

ても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日翌年5月31日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(取得財産の処分の制限)

第12 規則第19条第4号に規定する財産は、事業により取得した価格が1件500,000円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(概算払)

第13 概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、別記第7号様式による概算払請求書を知事に提出するものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第14 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。

2 この要綱の規定により知事に提出する書類は、知事が別に定めるものを除き所轄する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

(雑則)

第15 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年10月12日から実施する。
- 2 この要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 この要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正要綱は、昭和55年7月10日から実施する。
- 2 この改正要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 この改正要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正要綱は、昭和55年9月1日から実施する。
- 2 この改正要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 この改正要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正要綱は、昭和56年9月1日から実施する。
- 2 この改正要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 この改正要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正要綱は、昭和58年10月1日から実施する。
- 2 この改正要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 昭和57年以前に選定された地域及びこの改正要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正要綱は、昭和59年10月1日から実施する。
- 2 この改正要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 昭和58年以前に選定された地域及びこの改正要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正要綱は、昭和60年10月1日から実施する。
- 2 この改正要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 この改正要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正要綱は、昭和61年10月1日から実施する。
- 2 この改正要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 この改正要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正要綱は、昭和62年7月24日から実施する。
- 2 この改正要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 この改正要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正要綱は、昭和63年10月4日から実施する。
- 2 この改正要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 この改正要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成元年7月10日から実施する。
- 2 この改正要綱実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、この改正要綱によって提出されたものとみなす。
- 3 この改正要綱実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

この改正要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成3年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成4年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成5年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成6年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成7年2月9日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成7年2月10日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成7年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成7年10月27日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成8年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成8年5月10日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成10年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成10年4月8日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。

- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成10年12月28日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年4月9日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年9月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年4月3日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年12月8日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成13年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成14年2月15日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成14年2月20日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成14年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 22 年 1 月 5 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成24年4月6日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成25年4月1日から実施する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成25年8月26日から施行し、平成25年5月16日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成26年5月19日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成27年5月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成27年9月9日から施行し、平成27年4月9日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成28年3月18日から施行し、平成28年2月26日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成28年4月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 29 年 5 月 24 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 30 年 5 月 16 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 30 年 11 月 7 日から施行し、平成 30 年 10 月 12 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和元年 7 月 4 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和元年 8 月 26 日から施行し、別表 B-4 「農地中間管理機構事業」については平成 31 年 4 月 1 日から、別表 B-9 「耕作放棄地再生作業支援事業」については令和元年 7 月 9 日から、別表 D-6 「未来につなぐ中山間地域活性化支援事業」については令和元年 7 月 18 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和 2 年 7 月 2 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和 2 年 10 月 26 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱第 11 第 2 項（実績報告書）の提出時期について「事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の 4 月 5 日」とあるのは、別表の B-10 の欄「新潟県収入保険加入加速化事業」にあつては「事業の完了の日から起算して 10 日を経過した日又は令和 3 年 3 月 22 日」、別表の C-1 の欄「農泊・農山漁村体験受入持続化支援事業」にあつては「事業の完了の日から起算して 10 日以内又は令和 3 年 3 月 10 日」と読み替える。
- 3 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 4 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和 3 年 7 月 8 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたもの

とみなす。

- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和3年10月19日から施行し、令和3年10月18日から適用する。
- 2 改正後の要綱第11第2項（実績報告書）の提出時期について「事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月5日」とあるのは、別表のC-1の欄「教育体験旅行等受入継続支援事業」にあつては「事業の完了の日から起算して10日以内又は令和4年3月10日」と読み替える。
- 3 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 4 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和4年3月9日から施行し、令和3年12月20日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和4年6月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和4年11月4日から施行し、令和4年10月18日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和5年6月6日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和6年6月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和7年5月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和8年3月26日から施行し、令和8年2月27日から適用する。
- 2 改正後の要綱の実施の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、改正後の要綱に基づき提出されたものとみなす。
- 3 改正後の要綱の実施前に交付された補助金に関しては、なお従前の例による。

別表

番号	補助事業等	補助等の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
				経費の配分の変更	事業の内容の変更	
				次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更	
B-1	機構集積協力金交付事業	機構集積協力金交付事業費 市町村が行う、農地中間管理機構（以下「機構」という。）を通じた農地の集積・集約化等を促進するために必要な次の取組に要する経費 (1) 地域集積協力金交付事業 (2) 集約化奨励金交付事業 (3) 機構集積協力金推進事業	定額	1 (1)から(3)の経費の合計額の30%を超える増減 2 (1)及び(2)の事業と(3)の事業の相互間における経費の増減	事業の新設又は廃止	各四半期（第4・四半期を除く）の末日
B-2	農地中間管理機構事業	農地中間管理機構事業費 機構が農地の集積・集約化に取り組むために要する次の経費 (1) 借受農地管理等事業 (2) 農地中間管理機構運営事業	定額	補助等の対象となる経費の欄に掲げる(1)及び(2)の事業の相互間における経費の30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増減	第2・3四半期の末日
B-3	機構特例農地売買支援事業	農地売買支援事業費 機構が農地売買のために要する次の経費 機構業務費 (1) 契約書及び許可申請書作成費 (2) 契約書及び許可申請書等関係資料作成費 (3) 登記申請書 (4) 登記関係証明書 (5) 諸税 (6) 金銭消費貸借契約費 (7) 対価賃借料徴収支払関係費 (8) 財産管理費 (9) 測量費 (10) 通信費 (11) 旅費 (12) 資金回収事務費 (13) 信託・出資検討会費 (14) 農地管理業務費 (15) 委託契約印紙税 (16) 連携強化活動費 機構が行う事業の実施に係る団体等との連携活動に要する経費	当該事業に要する経費の10/10以内		1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止	第2・3四半期の末日
B-4	遊休農地解消対策事業	機構や市町村が遊休農地を解消するための簡易な整備に要する次の経費 草刈り、抜根（農業生産を目的に新植・改植された樹木を除く。）、整地等	定額 （上限単価は10アール当たり43千円）		1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増減	第2・3四半期の末日

番号	補助事業等	補助等の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
				経費の配分の変更	事業の内容の変更	
				次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更	
B-5	集落営農活性化支援事業	(1) 集落営農組織等が以下の取組を行う経費に対して、市町村が助成するに要する経費 ア 集落ビジョンの策定及び集落ビジョンの実現に向けた「イ」以外の取組 イ 集落ビジョンの実現に向けた共同利用機械等の導入 (2) 市町村が集落営農組織等の取組に対するサポート活動を行うのに要する経費	定額 当該事業に要する経費の1/2以内 定額	補助等の対象となる経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の30%を超える減	第3四半期の末日
B-6	新潟県担い手育成総合支援協議会運営支援事業	新潟県担い手育成総合支援協議会運営支援事業費 新潟県担い手育成総合支援協議会が、経営体の確保・育成に資する取組に要する経費	当該事業に要する経費の10/10以内	補助等の対象となる経費の欄に掲げる経費の30%を超える増減		11月30日
B-7	所有者不明農地対策事業	農業会議が本要綱に基づき行う事業に要する経費	定額		1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増減	第2・3四半期の末日
B-8	農地集約プラス多用途利用米団地化定着支援事業	(1)地域集約タイプ 市町村が行う、機構を通じた地域での農地の集約化を促進するために必要な取組に要する経費 (2)担い手集約タイプ 市町村が行う、機構を通じた担い手への農地の集約化を促進するために必要な取組に要する経費 (3)多用途利用米団地定着タイプ 市町村が行う、多用途利用米の団地を定着するために必要な取組に要する経費	定額	補助等の対象となる経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の増額又は3割を超える減額	事業内容の新設又は廃止	各四半期(第4・四半期を除く)の末日

番号	補助事業等	補助等の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
				経費の配分の変更	事業の内容の変更	
				次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更	
D-1	中山間地域等直接支払交付金	市町村が中山間地域等直接支払交付金実施要領に基づいて行う交付金の交付に要する経費	一般地域 当該事業に要する経費の 3/4 以内 特認地域 当該事業に要する経費の 2/3 以内		交付金の 30% を超える増減	12 月 31 日
D-2	日本型直接支払推進交付金（中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業）	<p>(1) 市町村推進事業 市町村が日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218 号農林水産事務次官依命通知（以下「日本型直払推進交付金実施要綱」という。））別紙 2 の第 2 の規定に基づいて行う事業に要する次の経費 ア 促進計画の策定に要する経費 イ 推進・指導に要する経費 ウ 実施状況の確認に要する経費 エ 支払調書の作成に要する経費 オ 基準検討会の実施に要する経費 カ その他中山間地域等直接支払交付金の実施に必要な事項に要する経費</p> <p>(2) 推進組織推進事業 推進組織（日本型直払推進交付金実施要綱別紙 4 により設置又は附則 4 により承認されたものとみなされた組織）が日本型直払推進交付金実施要綱別紙 2 の第 3 の規定に基づいて行う事業に要する次の経費 ア 推進・指導に要する経費 イ 確認事務に要する経費 ウ その他中山間地域等直接支払交付金の実施に必要な事項に要する経費</p>	定額		国庫交付金の増額又は 30 % を超える減額	各四半期（第 4 ・四半期を除く）の末日

番号	補助事業等	補助等の対象となる経費	補助率	軽微な変更		状況報告書の作成日
				経費の配分の変更	事業の内容の変更	
				次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更	
D-3	農村集落の新たなチャレンジ支援事業	将来プランに位置づけた営農の継続や集落機能の維持に向けた取組に要する経費	定額		1 事業実施主体の変更 2 将来プランの変更 3 補助金額の増又は3割を超える減	11月30日
D-4	農山漁村振興対策事業のうち中山間地域所得確保推進対策	中山間地域所得確保対策実施要領に基づいて行う中山間地域の農業者の所得確保に向けた計画の策定と実践に必要な次の活動に要する経費 (1) 国内市場、海外市場に関するマーケット調査 (2) 農産物・加工品に対する消費者動向調査 (3) 農産物生産・加工、流通、販売に関する現状の調査、分析 (4) 高収益作物導入などの生産・販売等の戦略検討 (5) 中山間地域所得確保計画の策定 (6) 計画の実践 (販売開始、販路拡大等)	定額		1 事業費の30%を超える増減又は補助金の増 2 事業実施主体の変更	各四半期(第4・四半期を除く)の末日
D-5	農村の持続可能な体制づくりサポート事業	市町村が地域おこし協力隊 OB や中間支援組織等の外部人材を活用しながら行う、新たな地区支援に係る活動や、ビレッジプラン重点地区の活動継続に向けた体制づくりに係る経費	当該事業に要する経費の1/2以内 (上限1,000千円/市町村)		1 外部人材の変更 2 事業内容の新設又は廃止 3 補助金額の増又は3割を超える減	11月30日